

東大阪市消防局業務委託総合評価一般競争入札実施要綱

令和 8 年 3 月 1 6 日

東大阪市消防局例規通達第 1 0 号

(目的)

第 1 条 この例規通達は、本市（消防局に係るものに限る。以下同じ。）が発注する業務委託に係る競争入札において、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 1 0 の 2 の規定に基づき、価格及びその他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価一般競争入札」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この例規通達における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 総合評価落札方式 総合評価一般競争入札において落札者を決定することをいう。
- (2) 技術提案等 総合的なコスト削減、性能・機能、社会的要請等の提案、技術提案に係る履行計画、簡易な履行計画、入札者の履行能力及び社会性・信頼性をいう。
- (3) 落札者決定基準 総合評価一般競争入札に係る申込みのうち、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものを決定するための基準をいう。

(対象業務)

第 3 条 総合評価落札方式の対象業務は、一般競争入札により契約を締結する業務のうち、入札者が提示する技術提案等と入札価格を一体として評価することが適当と認められる業務とする。

(総合評価落札方式による評価の方法)

第 4 条 総合評価落札方式による評価の方法は、価格評価点に技術評価点を加えた数値（以下「総合評価点」という。）をもって入札者の評価を行うものとする。

総合評価点 = 価格評価点 + 技術評価点

2 前項の価格評価点は、予定価格から入札者の入札価格の差を予定価格で除し、価格評価点の配点を乗じて得られた数値とする。

価格評価点 = (予定価格 - 入札価格) / 予定価格 × 価格評価点の配点

3 第 1 項の技術評価点は、評価項目ごとの最低限の技術要件を満たしている場合に入札者に一律に付与する得点（以下「基礎点」という。）に、入札者の技術提案等をあらかじめ設定した評価基準に基づき算出する得点（以下「加算点」という。）に評価項目ごとの重要度に応じた係数（以下「加重係数」という。）を乗じた数値を加えた数値とする。

技術評価点 = 基礎点 + (加算点 × 加重係数)

(学識経験者の意見の聴取)

第 5 条 消防局長は、総合評価落札方式を行おうとするときは、次の場合において、あら

かじめ、2人以上の学識を有する者の意見を聴かなければならない。

- (1) 落札者決定基準を定めようとするとき。
- (2) 前号の意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合において、当該落札者を決定しようとするとき。

(落札者決定基準の決定)

第6条 消防局長は、落札者決定基準の決定について、東大阪市プロポーザル方式等事業者選定委員会（執行機関の附属機関に関する条例（昭和42年東大阪市条例第15号）第1条の2の東大阪市プロポーザル方式等事業者選定委員会をいう。以下「総合評価選定委員会」という。）の審議に付して決定するものとする。

(実施要領)

第7条 消防局長は、技術提案等に関する資料（以下「技術資料」という。）についての評価方法及び落札者決定基準等の詳細を定めた総合評価落札方式実施要領書（以下「実施要領」という。）を定めるものとする。

2 実施要領には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 総合評価一般競争入札を適用する理由
- (2) 求める技術資料の内容及び提出期限
- (3) 技術資料の評価項目及び評価基準
- (4) 技術資料の要求要件及び欠格事項
- (5) 落札者の決定基準及び決定方法
- (6) 総合評価落札方式での評価結果等が公表されること。
- (7) 技術提案等が達成されなかったときの取扱い
- (8) その他必要と認める事項

(入札公告に掲げる事項)

第8条 消防局長は、総合評価落札方式を行おうとするときは、東大阪市財務規則（昭和42年東大阪市規則第31号）第90条の規定によるもののほか、次の事項について公告するものとする。

- (1) 総合評価一般競争入札による旨
- (2) 当該総合評価落札方式に係る評価項目
- (3) 当該総合評価落札方式に係る落札者決定基準

(予定価格)

第9条 予定価格は事後公表とする。

(入札参加資格に係る確認の申請等)

第10条 総合評価一般競争入札に参加しようとする者は、所定の期日までに入札参加資格に係る確認の申請を行わなければならない。

2 消防局長は、前項の申請があったときは、入札参加資格の確認を行い、その結果を申請者に通知するものとする。この場合において、入札参加資格を有すると認められない者については、理由を付して通知するものとする。

(入札書と技術資料の提出)

第 1 1 条 前条第 2 項の確認の結果、入札参加資格を有すると認められた者（以下「入札参加者」という。）は、所定の期日までに入札書及び技術資料を提出しなければならない。

(技術資料のヒアリング)

第 1 2 条 総合評価選定委員会は、必要に応じて入札参加者から提出された技術資料についてヒアリングを実施することができる。

(技術提案等の評価)

第 1 3 条 総合評価選定委員会は、入札参加者から提出された技術提案等について、履行の確実性、安全性、経済性等を考慮して審査するものとする。

2 総合評価選定委員会は、技術提案等の内容に従うと契約内容に合致した確実な履行ができずに不適切と認めるときは、当該技術提案等を不採用とすることができる。

3 総合評価選定委員会は、入札公告及び実施要領において掲げた技術資料の評価基準に基づき、技術資料の評価を行い、技術評価点を算出するものとする。

(落札者の決定)

第 1 4 条 消防局長は、第 1 1 条の規定により提出された入札書及び技術資料のうち、入札価格が予定価格の範囲内であるものについて、総合評価点を決定するものとし、最も高い総合評価点の提案をした者を落札者として決定するものとする。

2 前項の場合において、最も高い総合評価点の提案をした者が複数あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。ただし、落札者決定基準において別に定めがある場合は、この限りでない。

3 消防局長は、第 1 項の規定により落札者を決定するときは、あらかじめ、総合評価選定委員会の審議に付することができる。

(評価結果等の公表)

第 1 5 条 消防局長は、総合評価落札方式により落札者が決定したときは、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 落札者
- (2) 落札者を決定した理由
- (3) 入札参加者の評価結果

(落札者の履行方法等)

第 1 6 条 技術提案等に基づき入札を行い落札した者に対しては、当該技術提案等に基づき履行させるものとし、技術提案等に係る設計変更等は原則として行わないものとする。

(技術提案の使用及び保護)

第17条 技術提案については、その後の事業において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、知的財産権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。

(技術提案等が達成されなかったときの対応等)

第18条 入札参加者の技術資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、入札参加停止措置を講ずるため、契約課宛てに速やかに報告を行うものとする。

2 落札者の技術提案等が達成されなかったときは、自然災害等の不可抗力により達成されない場合を除き、落札者は本市の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。また、契約担当課(契約の締結を担当する主管課をいう。)は入札参加停止措置を講ずるため、契約課宛てに速やかに報告を行うものとする。

3 前項の場合、落札者が履行した内容に基づく技術評価点を再度算出した後、総合評価点が落札決定時と同一になるよう価格を再計算し、当該価格と入札価格(税抜き)の差額に、取引に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた額を違約金の額とする。

(秘密の保持)

第19条 総合評価一般競争入札に関する審査結果を除き、この例規通達に基づき入札者から提出された資料等は、公表しないものとする。

(その他)

第20条 この例規通達に定めのない事項又はこの例規通達の定めにより難しい場合は、総合評価選定委員会の審議を経て定めるものとする。

附 則

この例規通達は、令和8年4月1日から施行する。